

令和8年7月1日
水 産 庁

「令和四年農林水産省告示第千七十七号（漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十四号の農林水産大臣が定めた期間を定める件）の一部を改正する告示案に係る意見・情報の募集」の結果について

令和四年農林水産省告示第千七十七号（漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十四号の農林水産大臣が定めた期間を定める件）の一部を改正する告示案に係る意見・情報の募集について、令和8年4月10日から5月9日までの間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、1件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見と、それに対する考え方を別紙のとおり取りまとめたので、お知らせします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先
水産庁資源管理部国際課
03-3502-8204（内線 6710）